

令和4年10月20日

株式会社CHICKEN GYM  
代表取締役 山本康太 様

特定非営利活動法人消費者ネット広島  
理 事 長 木 村

(連絡先)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号  
第3ウエノヤビル3階D号室  
特定非営利活動法人消費者ネット広島

TEL(082)962-6181

FAX(082)962-6182



## 申 入 書

謹啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

当法人は、消費者契約に関する調査・研究、救済・支援、啓発事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とし、消費者、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士らで構成しているNPO法人で、2008年（平成20年）1月29日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の概要及び活動はホームページ(<http://www.shohinet-h.or.jp/>)に掲載していますので、ご参照ください。

さて、当法人に対し、顧客が貴社との間でパーソナルトレーニング契約を締結する際に、顧客が貴社に対して交付する「確認書」、及び貴社のウェブページに表示されているパーソナルトレーニングサービスの料金等に関して情報提供がありました。そこで、当法人において、消費者契約法（以下「消契法」といいます。）、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）等の法令に照らして検討を行った結果、貴社に対し、後記のとおり申入れを致します。

本申入れに対してご意見等がありましたら、2022年（令和4年）11月30日までに上記連絡先あて書面にてご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、これに対する貴社のご返答の有無、内容等につきましては、消費者被害防止の観点から、消費者契約法第23条の規定、当法人の差止請求業務関係規程等に基づき、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことを申し添えます。

敬具

(別紙)

## 申 入 れ 事 項

- 1 貴社と顧客とがパーソナルトレーニング契約を締結する際に、顧客が貴社に対して交付する「確認書」のうち、「料金のお支払いは前受け制となり、一度ご購入いただいたコース料金、入会金に関しまして、ご購入後の返金はできないことに同意します。」との定め（以下「本件定め」といいます。）について、以下の「第1 申入れの趣旨 1 確認書について」のとおり、是正の申入れをさせて頂きます。
- 2 貴社のウェブ上のホームページにおける下記の「プラン・料金」の表示について、以下の「第1 申入れの趣旨 2 ウェブページについて」のとおり、是正の申入れをさせて頂きます。

### 記

- (1)ボディメイク ライト 月々¥3,500円～(税込み)※1  
※1ボディメイクライト16回プランの総額料金は、140,200円(税込)となっており、月々3,500円～は当社指定の信販会社を利用した分割料金になります。
- (2)ボディメイクスタンダード 月々¥6,800円～(税込み)※2  
※2ボディメイクスタンダード16回プランの総額料金は、239,000円(税込)となっており、月々6,800円～は当社指定の信販会社を利用した分割料金になります。
- (3)ボディメイクプレミアム 月々¥10,700円～(税込み)※3  
※3ボディメイクプレミアム16回プランの総額料金は、339,000円(税込)となっており、「月々10,700円～は当社指定の信販会社を利用した分割料金になります。
- (4)パーソナルストレッチ 月々¥3,500円～(税込み)※4  
※4パーソナルストレッチ16回プランの総額料金は、99,600円(税込)となっており、月々3,500円～は当社指定の信販会社を利用した分割料金になります。

### 第1 申入れの趣旨

- 1 確認書について  
本件定めのうち、前受けされたコース料金の全体から既履行のコース料金を除いた部分から、解約に伴う事務処理費用を除いた残額部分を返金しない旨については、消契法9条1号に基づき無効になるため、是正を行ってください。
- 2 ウェブページについて  
「プラン・料金」の表示について、景表法5条2号に基づいて違法となるため、クレジット契約の金利、分割手数料及び分割金の総額等を表示するなど的是正を行ってください。

### 第2 申入れの理由

- 1 確認書について
  - (1) パーソナルトレーニング契約と「確認書」について  
「確認書」には、本件定め等のコース料金等の返金に関する事項、顧客が貴社の施設利用中に発生した事故の責任の所在に関する事項、トレーニング契約

の解約に関する事項などが記載されています。そして、貴社と顧客とがパーソナルトレーニング契約（以下「トレーニング契約」といいます。）を締結する際、顧客は、「確認書」の内容を十分に理解して承諾した上で、「確認書」に署名、押印し、貴社に対して「確認書」を交付することになっています。このように「確認書」にはトレーニング契約に関する法的事項等が定められており、また、顧客は、貴社が「確認書」で申し入れた法的事項等について承諾をすることになっていることからすれば、「確認書」は、貴社と顧客との間で、トレーニング契約に関する特約を定める内容になっています。

## (2) 本件定めが消契法9条1号に該当することについて

ア 本件定めは、「料金のお支払いは前受け制となり、一度ご購入いただいたコース料金、入会金に関しまして、ご購入後の返金はできないことに同意します。」との内容になっており、顧客が貴社に対してトレーニング契約に基づいて支払う入会金及びコース料金の全額を前払いとし、トレーニング契約が解約されるなどした場合であっても、支払った入会金やコース料金は顧客に対して返金されない旨が定められています。

イ 入会金については、顧客が貴社の会員になるための事務手数料等と考えられます。そして、顧客の入会が履行されて会員となった場合には、顧客が支払った入会金は貴社の事務処理費用に充てられ、入会後にトレーニング契約が解約されたとしても、返還すべき入会金は残存していないと考えることもできるため、トレーニング契約解約後に、貴社が顧客に対して入会金を返還しないことには、一定の合理性があると考えられます。

他方、コース料金については、パーソナルトレーニングが現実に履行された場合や、フリートレーニングが現実に行われた場合にその都度発生するものであり、未履行のものについては、料金は発生しないと考えられます。もっとも、パーソナルトレーニングは、規定回数のトレーニングの履行が予定されており、解約によってスケジュールの変更等の事務処理が行われることからすれば、事業者には何らかの損害が発生すると考えられます。

以上を前提としますと、本件定めは、トレーニング契約が解約された場合に、本来であれば貴社が顧客に対して返還すべき未履行分のコース料金を取得する旨を定めたものであって、消契法9条1号で定められている「当該消費者契約の解約に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当するものであります。

ウ 消契法9条1号は、損害賠償額又は違約金を定める条項について、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解約の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解約に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分」を無効にする旨を定めており、「平均的な損害」とは、消費者と事業者との契約が解約されることによって、当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいいます（最判平成18年11月27日判決）。

以上を前提とした場合、貴社と同種のトレーニング契約の解約に伴い、事業者に損害が生じるかが問題となります。①トレーニング契約は、顧客の

転居や疾病等の理由や「確認書」に記載してあるような事情などにより、中途解約されることが予定されており、それを前提として事業者は、常時会員の募集を行っており、中途解約による会員の減少は新規の会員の獲得により穴埋めできること、②施設の利用やトレーニングの履行がなされない限り、施設の消耗にかかる費用や人件費が生じないこと、③①を前提とした場合、中途解約により生じる貴社の業務は、未履行トレーニングのスケジュールのキャンセルや人員配置の変更などの事務処理であること等の事情からしますと、解約によって事業者に生じる損害は、③の事務処理にかかる費用であり、この費用が「平均的な損害」に該当することになります。

以上からすれば、本件定めにおいて、前受けされたコース料金の全体から既履行のコース料金を除いた部分から、③の費用を除いた残額の部分（以下「残額部分」といいます。）については、貴社に生すべき「平均的な損害の額」を超えるものに該当することになります。

- (3) 従って、本件定めのうち、残額部分を返金しない旨については、消契法9条1号に基づき無効になりますので、その是正を求めます。

## 2 ホームページについて

### (1) 「プラン・料金」の表示内容について

前述の「申入れ事項」の2記(1)から(4)の表示においては、各プランの月々の分割料金の最低額、各16回プランの総額料金（税込）、及び分割料金の最低額が貴社指定の信販会社を利用した場合のものであることの表示はあるものの、貴社指定の信販会社を利用した場合に顧客が支払う分割金の総額や分割手数料などの表示はありません。

当法人への情報提供によれば、某顧客が、貴社との間で、ホームページに記載されたプランについてトレーニング契約を締結し、入会金とプラン料金の支払いについては、貴社が指定する信販会社との間で分割払いのクレジット契約を締結したところ、分割手数料は、入会金とプラン料金の合計の約50パーセントもの金額であり、顧客が最終的に支払う総額は、入会金とプラン料金の合計の約150パーセントもの金額になるとのことでした。

### (2) 「プラン・料金」の表示が景表法5条2号に該当することについて

前述2(1)前段からすれば、貴社のウェブページを見た一般消費者は、各プランの月々の分割料金の最低額を入会金と各16回プランの総額料金（税込み）の合計金額に達するまで支払えば、全額の支払いが完了すると誤認するものと思われます。しかし、顧客は、実際には入会金と各プランの総額料金との合計金額に分割手数料が加算された金額を支払わなければなりません。

このような事実からすれば、上記の「プラン・料金」の表示は、分割払いによる料金の支払いについて、約5割もの分割手数料の加算がないと一般消費者に誤認させる点で、商品の取引条件について一般消費者の誰にとっても著しく有利であると誤認させ、その誤認がなければ誘引されることがなかったであろうことが客観的に認められるものであるため、景表法5条2号の「実際のものより

も取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示」に該当し、かつ「不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」に当たると考えられます。

- (2) 従って、貴社のホームページの「プラン・料金」の表示は、景表法5条2号に基づいて違法となるため、クレジット契約の金利、分割手数料及び分割金の総額等を表示するなど的是正を求めます。

### 第3 結論

以上の理由で、申入れの趣旨に記載した通りのは是正の申入れをさせて頂きます。ご検討の上、是正頂けますよう宜しくお願ひ申し上げます。

以上